工事における低入札価格調査基準の見直しについて

【調査基準価格見直し前の算定式】

・契約制限価格の 3 分の 2 から 10 分の 8.5 までの範囲で、契約制限価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。
・ただし、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とする。

① 直接工事費の 95%
② 共通仮設費の 90%
③ 現場管理費の 60%
④ 一般管理費の 30%

【調査基準価格見直し後の算定式】

・契約制限価格の 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲で、契約制限価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。
・ただし、その割合が 10 分の 9 を超える場合にあっては 10 分の 9 と、10 分の 7 に満たない場合にあっては 10 分の 7 とする。

⑤ 直接工事費の 95%
⑥ 共通仮設費の 90%
⑦ 現場管理費の 70%
⑧ 一般管理費の 30%

※平成 21 年 5 月 1 日以降に入札公告等を行う工事から適用

≪低入札価格調査基準とは≫

東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第２６条第３項に基づき、「当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」の基準